

商工業振興関連施策

10. 摂津市企業立地等促進制度

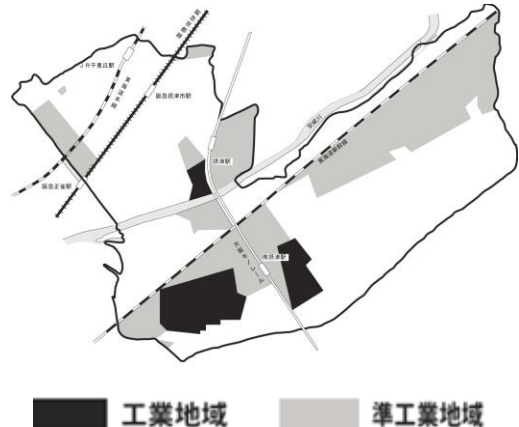
～新たな投資を応援します！～

概要

事業所の新築・建替・増築に係る当該の土地購入・新設家屋・同施設内に設置する設備に課税される固定資産税（土地・家屋・償却資産）の1/2を5年間、奨励金として交付します。

また、環境充実の支援策として、太陽光発電装置・事業所内保育施設・特例子会社等の設置など特別な資産（特例償却資産）は、固定資産納税額の全額を交付します。

平成29年度（2017年度）の制度改正で面積要件を緩和し、企業規模に関係なく利用いただきやすくなっています。また、健都イノベーションパークへの進出を目指す企業の設備投資の支援など、制度の充実を図っています。



内容

◎固定資産税額の1/2を5年間交付（年間奨励金は1事業者につき1億円まで）※都市計画税は対象外

◎下記の特例償却資産（設備投資の金額制限なし）の導入については、償却資産の固定資産税額の全額を交付

1. 太陽光発電装置
2. 事業所内保育施設に設置する設備
3. 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律44条に規定する認可を受けた施設）に設置する設備
4. その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が認めたもの

申請方法

企業立地等促進制度の利用検討の段階で、産業振興課までご相談ください。

《申請から交付まで》

- ①事業計画の作成
- ②摂津市産業振興課と協議
- ③指定申請を行う（市の審査及び指定決定）
- ④工事着手・完了
- ⑤操業の開始届を提出（市の現地確認）
- ⑥固定資産税の納付
- ⑦奨励金の交付申請（市の審査及び交付決定）
- ⑧奨励金の請求（市から奨励金の交付）
- ⑥～⑧を繰り返す（最長5年間）

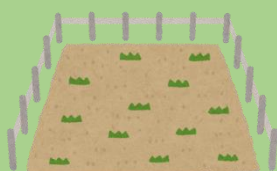


対象

営利を目的として営む法人（小売業・不動産賃貸借や風営法にかかる事業所を除く）であって、工業地域、準工業地域、その他市長の認める地域において、土地取得、建物の新築・建替・増築、設備（償却資産）を設置をする事業所

1. 土地

自己の事業に供する建物の建築などで新たに土地購入する場合、土地取得日から建設工事着手まで2年未満の土地が対象（面積要件なし）



2. 建物（新築・建替）

自己の事業に供する建物の新築・建替をする場合、新たな建物部分の延床面積が100㎡以上の家屋が対象



3. 建物（増築）

自己の事業に供する建物の増築をする場合、新たな建物部分の延床面積が100㎡以上の家屋が対象



4. 設備（償却資産）

◎奨励金の交付対象となる新たな建物部分に新たな償却資産（設備）を設置する場合、新設した設備全てが対象。（金額要件なし）

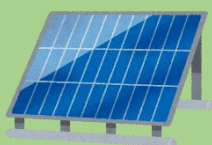
◎既存施設に新たな償却資産（設備）を設置する場合、新設した一定の設備が対象（取得額が3,000万円以上の償却資産が対象）



5. 建物（増築）

太陽光発電装置や事業所内保育施設・障害者雇用を推進する特例子会社などに設置する設備

該当部の奨励金額を
2分の1から全額へ



その他

- ◎指定を受けた場合、産業振興、雇用拡大、その他地域経済活性化を図るための市の施策に協力すること
- ◎借地の場合は家屋と償却資産（設備）、賃貸入居の場合は償却資産（設備）を対象とする

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課

☎ 06-6383-1362

※事業所内保育施設の整備に関することは

摂津市 こども家庭部 保育教育課

☎ 06-6383-1184

